

一般社団法人 全国労働保険事務組合連合会都道府県支部

(令和6年10月)

支部名	郵便番号	所在地	TEL	FAX
北海道支部	〒060-0001	北海道札幌市中央区北1条西7-1-15 あおいビル3階	011-261-1008	011-281-0221
青森支部	〒030-0861	青森県青森市長島1-3-17 阿保歯科ビル5階	017-718-3352	017-774-1380
岩手支部	〒020-0022	岩手県盛岡市大通3-3-10 七十七日生盛岡ビル8階	019-654-4647	019-654-6420
宮城支部	〒980-0013	宮城県仙台市青葉区花京院2-1-14 花京院ビルディング6階	022-711-1080	022-711-1081
秋田支部	〒010-0951	秋田県秋田市山王2-1-54 三交ビル6階	018-865-0903	018-865-1005
山形支部	〒990-0041	山形県山形市緑町1-9-30 緑町会館6階	023-624-7075	023-624-7076
福島支部	〒960-8035	福島県福島市本町4-17 岩瀬ビル2階	024-522-9331	024-522-9341
茨城支部	〒310-0021	茨城県水戸市南町2-5-24 櫻澤本店ビル5階D号室	029-226-7411	029-226-7776
栃木支部	〒320-0831	栃木県宇都宮市新町1-6-18 コーポたかしま	028-614-5113	028-614-5114
群馬支部	〒371-0017	群馬県前橋市日吉町1-8-1 前橋商工会議所会館4階	027-237-0821	027-237-0829
埼玉支部	〒330-8669	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル9階	048-644-8051	048-647-0210
千葉支部	〒260-0016	千葉県千葉市中央区栄町42-11 日本企業会館5階	043-225-5261	043-225-5871
東京支部	〒102-0071	東京都千代田区富士見1-5-8 大新京ビル4階	03-3556-0920	03-3556-0924
神奈川支部	〒231-0014	神奈川県横浜市中区常盤町4-47 ニューイナズマビル5階	045-210-9494	045-663-6110
新潟支部	〒950-0965	新潟県新潟市中央区新光町7-2 新潟県商工会館1階	025-281-2693	025-281-2714
富山支部	〒930-0094	富山県富山市安住町7-1 富山県建築設計会館ビル4階	076-432-5182	076-432-5174
石川支部	〒920-0024	石川県金沢市西念3-3-5 石川県勤労者福祉文化会館7階	076-265-4225	076-265-4226
福井支部	〒910-0005	福井県福井市大手3-7-1 織協ビル5階506C	0776-23-7331	0776-23-0623
山梨支部	〒400-0027	山梨県甲府市富士見1-12-12 小泉ビル204号	055-255-6131	055-255-6132
長野支部	〒380-0836	長野県長野市南県町1001-3 ロワール丸ビル402号	026-267-6100	026-267-6101
岐阜支部	〒500-8384	岐阜県岐阜市藪田南1-7-22 コーワビル3階	058-276-4281	058-276-4283
静岡支部	〒420-0853	静岡県静岡市葵区追手町3-11 しずおか焼津信用金庫追手町ビル3階	054-273-2347	054-271-3138
愛知支部	〒460-0008	愛知県名古屋市中区栄1-13-2 愛織第2ビル3階302号室	052-203-0075	052-203-0034
三重支部	〒514-0003	三重県津市桜橋1-687	059-224-0034	059-224-0031
滋賀支部	〒520-0044	滋賀県大津市京町3-2-5 ミムラ1階	077-524-1163	077-524-1737
京都支部	〒604-8172	京都府京都市中京区烏丸通三条上ル場之町592 メディナ烏丸御池2階	075-212-0015	075-212-0025
大阪支部	〒540-0012	大阪府大阪市中央区谷町3-1-9 MG大手前ビル5階	06-6966-3707	06-6966-3708
兵庫支部	〒652-0034	兵庫県神戸市兵庫区西橋通1-2-22 カサ・アルペロII 101号	078-578-3831	078-578-3832
奈良支部	〒631-0824	奈良県奈良市西大寺南町8-33 奈良商工会議所会館4階	0742-53-4420	0742-52-3323
和歌山支部	〒640-8317	和歌山県和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター2階	073-433-6018	073-433-4684
鳥取支部	〒680-0821	鳥取県鳥取市瓦町351 湖東ビル2階	0857-22-2223	0857-22-2227
島根支部	〒690-0886	島根県松江市母衣町55-4 松江商工会議所7階	0852-60-0741	0852-60-0742
岡山支部	〒700-0901	岡山県岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館5階	086-221-1741	086-221-5589
広島支部	〒730-0013	広島県広島市中区八丁堀6-7 チュリス八丁堀3階	082-228-9158	082-221-2057
山口支部	〒753-0083	山口県山口市後河原25 愛山会ビル3階	083-932-2131	083-932-2585
徳島支部	〒770-0822	徳島県徳島市東出来島町12 大門ビル5階	088-653-8036	088-653-2178
香川支部	〒760-0017	香川県高松市番町2-1-1 NTT番町ビル新棟2階	087-851-9498	087-851-9524
愛媛支部	〒790-0001	愛媛県松山市一番町1-14-10 井手ビル5階	089-935-4267	089-935-4494
高知支部	〒780-0822	高知県高知市はりまや町1-12-13 田攸ビル4階	088-883-2260	088-883-2268
福岡支部	〒812-8505	福岡県福岡市博多区博多駅東2-9-28 福岡商工会議所ビル8階	092-432-7113	092-432-7577
佐賀支部	〒840-0801	佐賀県佐賀市駅前中央2-9-7 ホワイトビル2階西	0952-34-1368	0952-31-9571
長崎支部	〒850-0034	長崎県長崎市樺島町9-19 山田ビル2階	095-825-4113	095-825-4270
熊本支部	〒860-0022	熊本県熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所ビル3階	096-312-5010	096-312-5011
大分支部	〒870-0913	大分県大分市松原町3-2-9 フレクション松原103号	097-578-7188	097-578-7189
宮崎支部	〒880-0805	宮崎県宮崎市橋通東5-4-8 岩切商事第2ビル4階	0985-22-1336	0985-22-1323
鹿児島支部	〒890-0066	鹿児島県鹿児島市真砂町34-6 吉永ビル206号	099-286-4193	099-286-4194
沖縄支部	〒900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル605-A	098-866-1525	098-866-1669



全国労保連のご案内



一般社団法人 **全国労働保険事務組合連合会**

〒102-0076 東京都千代田区五番町12番地3 五番町YSビル

TEL 03-3234-1481

FAX 03-3234-8880

ホームページ <https://www.rouhoren.or.jp/>



全国労保連は、労働保険制度の健全な発展及び 労働者の福祉の向上に寄与することを目的とした団体です。

全国労保連は、労働保険制度における労働保険事務組合の重要性から、**労働保険事務組合の資質の向上、育成及び運営の指導・相談、労働保険適用事業場に対する労働保険制度の啓蒙・普及等**を行って、労働保険制度の健全な発展及び労働者の福祉の向上に寄与することを目的としております。

全国労保連の設立経過

昭和52年11月17日全国22都県の労働保険事務組合を会員として設立され、その後、昭和56年4月1日には厚生労働省(旧労働省)の許可を受け、社団法人となりました。

以来、労働保険の適用促進や委託事業場の労働福祉の向上に努め、労働保険制度に不可欠な存在として労働保険制度の円滑な運営に貢献してまいりました。

平成25年4月1日には、公益法人改革に対応して社団法人から一般社団法人へと、法人格の変更が行われたところです。当全国労保連は、労働保険事務組合7,526(令和6.3.31現在)を会員とし、各種事業を全国網羅的に、かつ斉一的に展開するため、47都道府県に支部を置く全国組織(一般社団法人全国労働保険事務組合連合会都道府県支部一覧は裏面)です。

事業の内容

1. 労働保険未手続事業一掃業務

労働者を一人でも使用する事業は、農林水産の事業の一部を除き、労働保険の成立手続等を行わなくてはなりません。未手続の事業が、中小零細事業を中心に未だに多く存在しています。全国労保連は、厚生労働省の労働保険未手続事業一掃対策の一端を担うべく、昭和62年度以来一貫して、厚生労働省から労働保険未手続事業一掃業務を受託し、地域に密着して活動する労働保険事務組合の強みを活かしながら、組織一体となって未手続事業の解消を進めています。

2. 指導・育成事業

- (1) 本部・支部においては、労働保険制度や労働保険事務組合制度の改正内容、関係行政機関の動き、労働保険事務組合業務運営の事例などを情報誌として作成し、労働保険事務組合及び関係行政機関、関係団体等に配布しています。
- (2) 労働保険事務組合は、委託事業主の労働保険料の申告、納付を行うほか、雇用保険被保険者資格取得・喪失届等の事務処理をするため、こうした専門的な知識等を詳細に説明するなどした「やさしい年度更新」、「事務担当者必携」を発行しています。
- (3) 労働保険事務組合の運営管理や労働保険事務処理の実務などについて、支部において労働保険事務組合の責任者及び職員を対象に研修会を開催しています。
- (4) 厚生労働省が導入した総コンシステムを利用し、短期間のうちに政府に申告するための申告書関係帳票の作成と保険料徴収の支援を行っています。

3. 労働福祉事業

- (1) 厚生労働省から保険業法に基づく特定保険業の認可を受けて、国の労災保険からの公的補償以外の補償である労災保険の上乗せ補償を担保するための労保連労働災害保険事業を行っています。
- (2) 会員労働保険事務組合の委託事業場の労働者の福祉の向上を図るため、勤労者退職金共済機構から委託を受けて、中小企業退職金共済(中退共)の加入申込受付等の業務を行っています。

4. 普及・広報事業

- (1) 事業主は、掲示する等によって、労働者に労働保険番号等を周知しなければならないことから、労働保険・保険関係成立之証を発行しています。
- (2) 労働保険制度や労働保険事務組合制度に関する情報を掲載したホームページの開設や広報資料を作成し、事業主を中心とした広く関係者に情報を提供しています。

5. 労働保険の未手続事業発生防止のための周知・啓発事業

未手続事業一掃対策の一環として、新たに起業を考える者に対し、労働保険制度についての必要な知識を付与し、未手続事業の発生防止を図るため、起業セミナーへの講師の派遣等を行う事業を厚生労働省から受託し、実施しています。

会員数

会員事務組合数  **7,526** (令和6.3.31現在)

その他

1. 労働保険事務組合とは

中小企業の事業主団体が、その構成員である事業主の委託を受けて労働保険に関する申告・届出等の事務手続を行うことについて厚生労働大臣(旧労働大臣)の認可を受け、事業主に代わって手続を行う団体を労働保険事務組合といいます(労働保険徴収法第33条)。

2. 労働保険事務組合数(令和6.3.31現在)

事業協同組合	1,029
商工会議所	482
商工会	1,590
商店街振興組合	30
小売酒販組合	14
生活衛生同業組合	75
その他の団体	5,823
計	9,043

3. 委託事業主数

 **約141万** (令和6.3.31現在)

4. 労働保険料取扱額

 **約4,560億** (令和6.3.31現在)